

家事労働について

—— 竹中恵美子著作集第Ⅵ巻を読む ——

On the Domestic Work (Unpaid Work) :
A Review of *Works of Emiko Takenaka*, Vol. VI

松野尾 裕
Hiroshi Matsunoo

はじめに

I 家事労働研究の基本視座の設定

II 家事労働研究の発展

(1) V. ビーチ

(2) 欧州議会女性の権利委員会「女性の非賃金労働の評価に関する報告書」

(3) S. ヒメルワイトと久場嬉子

III 家事労働研究の今後に向けて

(1) 自立とケア

(2) ワークシェアリング

(3) 「時間確保型社会化」

IV 考察—ケイパビリティを高めるために

はじめに

竹中恵美子氏は、1952年に大阪商科大学(旧制)を卒業後、大阪市立大学経済学部助手として就職され、研究者の道を歩み出された。それ以後半世紀にわたり一貫して女性労働研究を推し進められ、多くの論文・著書を発表してこられた⁽¹⁾。

そして2011年からは、ご自身によりそれらの著作を再編集され、全7巻からなる著作集の刊行に取り組んでおられる⁽²⁾。

著作集の『第Ⅵ巻 家事労働(アンペイド・ワーク)論』では、氏が研究のパイオニアとして取り組んでこられた、労働市場に供給される女性のペイド・ワーク(paid work, PWと略記、有償労働=賃労働)における男性との賃金格差や労働条件の種々の男女差別等の問題の究明から、さらに視野が広げられ、それらの問題群が家庭内で供給される女性のアンペイド・ワーク(unpaid work, UWと略記、無償労働)の問題と深く結びついていることの究明へと、女性労働研究の一段の深化・拡大が図られている。そのことはまた同時に、従来の経済学が市場の賃労働のみを研究対象として、家庭内で営まれる無償労働(=家事労働)を視野に入れていなかったことを明白にし、経済学にそのことへの根本的な反省をせまるものとなっている。

本書は氏の次の方針にしたがって編集された。

(1) 関西女の労働問題研究会・竹中恵美子著『竹中恵美子の女性労働研究50年—理論と運動の交流はどう紡がれたか』ドメス出版、2009年。竹中氏の研究活動は、同時代の国内外の学術文献に広く目を配った理論的探究と論争への適切な関与、そして労働組合運動や市民運動との連繋によって深められた。松野尾裕「竹中恵美子先生と仲間たち：経済学と出会うとき—ディーセント・ワーク(人間としての尊厳ある働き方)を求めて—」『地域創成研究年報』第6号、愛媛大学地域創

成研究センター、2011年所収を参照。

(2) 竹中恵美子著作集全7巻の構成は次の通りである。
『第Ⅰ巻 現代労働市場の理論』、『第Ⅱ巻 戦後女子労働史論』、『第Ⅲ巻 戦間・戦後期の労働市場と女性労働』、『第Ⅳ巻 女性の賃金問題とジェンダー』、『第Ⅴ巻 社会政策とジェンダー』、『第Ⅵ巻 家事労働(アンペイド・ワーク)論』、『第Ⅶ巻 現代フェミニズムと労働論』明石書店、2011年～。

「第Ⅵ巻を編むにあたっては、日本の家事労働論と国際的な家事労働論との交点をできるだけ浮き彫りにすることを念頭に置いて、次の三部に分けることにした。第Ⅰ部では、資本主義経済システムと家事労働との関係性、ならびに、資本蓄積に伴う家事労働の動態について述べ、第Ⅱ部では、家事労働論の新段階を拓くことになった1990年代以降のUW論と、その日本の特徴を明らかにし、併せて、80年代、90年代の日本における家事労働論争を取り扱った。第Ⅲ部では、「セカンド・ステージに立つ家事労働論」と題して、「ケア不在の男性稼ぎ手モデル」から「ケアを男女が共有する個人単位モデル」に向けて進みつつある先進事例を挙げ、家事労働論争の今日的課題とは何かを論じた。そして最後に、日本の介護保険法成立前後を中心に、日本の介護の社会化の実態を論評した〈付論〉を加えた」(p. 286)⁽³⁾。

各部の章の構成は次の通りである。

第Ⅰ部 資本主義と家事労働

第一章 資本主義と家事労働－その関係性
(初出1984年)

第二章 現代家族と家事労働－その変遷と現在・未来 (同1994年)

第Ⅱ部 1990年代以降の家事労働論争とアンペイド・ワーク論

第三章 家事労働論の新段階－アンペイド・ワークとその社会的評価 (同1996年)

第四章 アンペイド・ワーク (無償労働) と

社会政策－新しい社会システムに向けて (同1998年)

第五章 家事労働論の現段階－日本における争点とその特質 (同2002年)

第Ⅲ部 セカンド・ステージに立つ家事労働論

第六章 自立とケアを考える (同2003年)

第七章 いま必要とされるワークシェアリング論議とは (同2004年)

第八章 転換点に立つ男女雇用平等政策－新しい社会システムの構築に向けて (同2003年)

第九章 セカンド・ステージに立つ家事労働論－「ケアレス・マン」を超えて (同2009年)

付論 「高齢社会をよくする女性の会・大阪」
会報・巻頭言 (1995年～2001年)

収録された9つの論文のうち第一章の論文が最も早く発表されたもので、初出は1984年である。1984年は「働く主婦の時代」が到来したといわれた年であり、同年を境に日本では雇用の場で働く主婦の数がいわゆる専業主婦の数を上回るようになった (p. 68)。次いで第二章からは、1994年以降90年代に発表された論文3本、2002年から04年に発表された論文4本がほぼ発表順に収録されている。第九章の2009年の論文は、自らの家事労働研究を回顧し総括したものである⁽⁴⁾。

以下では、まず各章の内容を紹介し、次いで若干の考察を試みることにする⁽⁵⁾。以下、敬称略。

(3) 竹中恵美子『竹中恵美子著作集第Ⅵ巻 家事労働(アンペイド・ワーク)論』明石書店、2011年からの引用・参照頁数は、註記ではなく文中に括弧書きで記す。以下同じ。

(4) 本書の「基本関連文献」として、竹中氏の「労働力再生産の資本主義的性格と家事労働－家事労働をめぐる最近の論争によせて」(初出1980年)と「女子労働論の再構成－雇用における性別分業とその構造」(同1985年)の2論文を、特に第Ⅰ部との関連で参照すべきことが指示されているが (p. 16, p. 288)、本稿ではこれらには立ち入らないこととする。これらの論文は著作集第Ⅱ巻(未刊)に収録されることとなっているので、同巻の刊行をまって、稿を改めて論じたい。

(5) 家族、世帯、家庭という言葉 (family, household, home) について説明しておこう。一般的に、家族は婚姻関係及び血縁(親子・兄弟)関係にもとづく社会単位であり、世帯は生産・消費・再生産(生殖)などを営むための生活(共同居住。単身の場合を含む)の単位である。家族と世帯が一致する場合もあるし、そうでない場合もある。同性婚による家族や、家事奉公人や同居人などを含む世帯もあり得る。本稿では、基本的に、近代家族(男女各1人と未婚の子どもで構成される家族。子どもがいない場合を含む)を議論の対象とし、家庭は近代家族の世帯を意味するものとする。家事労働(domestic work)を論じようとする場合、これら3つの概念のいずれもが必要である。

I 家事労働研究の基本視座の設定

第一章は、1983年に開催された日本女性学研究会サマーセミナーでの研究発表をもとにしてまとめられた論文である。竹中は、同サマーセミナーで上野千鶴子が行った問題提起⁽⁶⁾を受けとめながら、自身の家事労働研究の視角を提示している。

竹中の定義によれば、まず研究の対象とする家事労働とは、賃労働者家庭において日々家族の生活と一体となって営まれる労働力の再生産のための諸労働であり、生命を維持するための精神的あるいは肉体的な労働(=エネルギーの支出)をし得る能力が労働力である。つまり「家庭で行われている妊娠から墓場までのさまざまな生命維持に関わる労働、それらを総括して家事労働といいたいと思います」(p. 21)。その家事労働を分析するための視点は、家族における家父長制=性支配を資本主義社会の階級支配が取り込んでいる構造を明らかにすることにある。つまり「問題はどこにあるのか」というと、物質的財貨の生産領域と生命の直接的な生産領域との関係が、十分説明されていないということだと思います。……〔従来の〕経済学の中には家族というカテゴリーが理論体系の中に包摂されていないのです」(p. 23-24)。そして政策論として、家事労働がかかえる問題を解決するための「社会化」の課題(労働政策、社会保障政策等)を明らかにすることである。つまり「社会的な生産と労働力の再生産のための全体の再生産システムを、どういうふう形成していくのかということでもあると思います」(p. 25)。そして竹中は、女性の賃労働者化が進む中で、女性は家事労働(アンペイド・ワーク)と賃労働(ペイド・ワーク)という「二重の負担」を強いられ

ることになり、「結局この過程は、女性が次第に矛盾の焦点に立つことになる過程だといってもよいでしょう」(p. 36)と述べている。

家事労働がかかえる問題を解決するための方向は「二面作戦」だと竹中はいう。すなわち、第1の方向は、家事労働の「社会化」である。その場合「社会化の中身は、資本主義的社会化(資本主義的商品やサービス化)を一方向的に進めるということではなくて、市場原理の修正というか、労働者階級の要求をつきつけていく中から、労働者階級のコントロール機能を反映させる形で、共同体的な生活様式を、国家の政策を通して作り出していくことが、1つの方向ではないかということです」(p. 45)。第2の方向は、家事労働の「再生」である。すなわち「家事労働を人間の生命活動を創造的に生産していく活動であるという側面から捉えるならば、あるいは、生き生きとした生活の意味をつくり出す労働としての側面を持ち得るとするならば、そういう労働を再生していく方向を、もう一面では考えていく必要があるのではないかと思います」(同)。そしてこの二面作戦のためには、①「家事労働を男女両性の基本的営み」と認める労働条件を確立すること(p. 46)、②「家事労働を私的な領域から開かれた社会システムへと編成しなおしていく」こと(p. 48-49)、③家事労働を経済的(=金銭的)に評価する社会保障制度を確立すること(p. 50)が必要である、と竹中は論じている。

第二章は、「現代家族」をテーマにした市民教育講座の一齣として行われた講演をもとにしてまとめられた論文である。そこで竹中はまず、性役割分業(=性別分業。女性は家庭にいて家事をし、男性は外に出て稼ぐという、女性の無償(=無取

(6) 上野千鶴子「資本制と家事労働-マルクス主義フェミニズムの問題構成」日本女性学研究会1983年サマーセミナー・プロジェクトチーム編『女性解放の視点からみた家事労働』1984年所収。上野の家事労働論の発展は、上野千鶴子『家父長制と資本制-マルクス主義フェミニズムの地平』岩波現代文庫、2009年に示されている。上野の議論の特徴は、家父長制=性支配(男

性による女性に対する権力的支配構造)を、資本制=階級支配の論理から切り離して、自律的な論理として徹底的に追究し、その地点から資本制の矛盾を突くところにある。その後上野は、家事労働をケアと捉え直し、ケアされる者の主体性に視点を定めた議論を展開している。同『ケアの社会学-当事者主権の福祉社会へ』太田出版、2011年。

入)労働への割り当て)が今日なお根強く、壊れないのはなぜかと問い、「それは性役割分業という秩序を崩したくないという力が、この社会に働いているからだと思わないわけにはいきません」と答えている (p.55)。資本主義社会における企業が性役割分業を壊さない理由は次の4点にまとめられる。すなわち、第1に企業は「ギリギリまで〔男性の〕労働時間を延長することができる」こと (p.60)、第2にパート、派遣、内職といった「終身雇用でない〔女性の〕働き方は、企業にとって歓迎される働き方」であること (p.61)、第3に「家庭の中で行われている労働は、育児にしても介護にしても家庭の中の主婦役割になっている限り、タダですますこと」ができること (p.62)、そして第4に家父長制 (男性による女性に対する権力的支配構造)こそが無償の家事労働をもっぱら女性に割り当てていること (p.63)、である。

したがって性役割分業を終焉させるためには、上記の4つの点についてそれぞれ、男性の労働時間を短縮すること、女性の雇用を安定化させること、家事労働を経済的(金銭的)に評価すること、そして家事労働を男女が共に個人単位で担うこと、が求められる。これはすなわち家父長制を支えている物質的基盤を解体することにほかならない。

竹中は、人間にとって「それぞれの家族・個人が独自の生活文化をつくり出す」(p.74)ことの大切さを説いている。そのためには第1に、家事労働の時間が確保されなくてはならないのであり、とりわけ男性の職業労働(雇用労働)の時間を短縮する必要がある。「〔職業〕労働時間を短縮していくことは、家事労働を社会的に必要なもの

として認知していくということでもあるのです。もちろん、従来の性役割分業家族を前提にして、主婦役割としての家事労働を重要視するというのとは、まったく異質であることはいうまでもありません。また、労働時間を短縮することによって、賃金が減っては困ります。賃金が減らないで労働時間短縮という状態を確保していくことは、家事労働を社会的に必要な労働として認知していく方法に他ならないわけで、これがまず第1の点です」(p.74)。第2に、家庭における育児や介護の労働を社会的労働として認知するためには、それらの労働を経済的にすなわち所得保障という形で評価する必要がある。「たとえば、育児についていえば、保育所に子どもを預けて働き続けるという方法もありますが、育児の期間、家庭にあって育児をする、それに対して時間を確保するだけではなく一定の所得の保障をしていくといった、育児休暇権あるいは介護のための休暇権といったものを、1つの労働条件として確立していくということも重要でしょう。これは、家事労働の中の育児や介護といった極めて重要な労働を、社会的に認知していくということでもあると思います」(p.75)。

竹中の主張の要点は、「家事労働の社会化は、単に家庭からの外部化だけを意味するものではない」(p.77)のであって、家事労働のための時間確保と所得保障の重要性を論じているところにある⁽⁷⁾。

II 家事労働研究の発展

(1) V. ピーチ

第三章は、1980年代以降の家事労働についての

(7) 竹中は、自説に対する批判的見解として安川悦子が、家事労働は「経済的強制の磁場の中にある……かぎり、「新しい生活文化を創造する自由な労働の権利」にはとてもなりえない」と主張していることを紹介している (p.76)。安川悦子「家事労働の経済学-その社会化の行方」中川清・松村祥子編著『生活経済論』

光生館、1993年、所収、54頁を参照。同論文は安川悦子『フェミニズムの社会思想史』明石書店、2000年に「第二章 資本主義と家事労働-家事労働の経済学的位置」として収録されている。安川への竹中の反論は第三章で詳しく述べられている。

議論において示された(竹中への批判を含む)諸論点を整理・検討し、自身の見解を論じたものである。まず竹中は、「労働力の女性化(フェミニゼーション)」が進行した80年代における家事労働の変容のなかで、議論の新たな展開を拓く上で大きな貢献をしたものとしてヴェロニカ・ビーチ(V. Beechey)の主張を高く評価している⁽⁸⁾。竹中によれば、「ビーチの主張のもっとも大きな特徴は、資本制と家父長制をそれぞれ生産(市場領域)と[人間の]再生産(家族領域)に配当し、その相互関係を論じた(したがって生産を性に中立的な概念として捉えた)70年代マルクス主義フェミニズムの多くの議論とは異なり、「ジェンダーは生産の領域でも再生産の領域でも共に作用し」、ジェンダーは家族領域内でのみ作用するものではないこと、したがって「家族は女性抑圧の唯一の特権的场所ではなくて、他のいくつかの中の一つの場所である」ことを明らかにしたことである。……そしてもう一つの特徴は、再生産概念を家族の分析に限定することに反対し……社会的再生産という概念を提示していることである。その結果ビーチは、社会的再生産領域とその分析課題を次のように述べている。「社会的再生産の領域は、労働力が生産されるひとつの場所であるだけでなく、また消費と他の種類の労働—例えば家事や自発的労働が行われるひとつの場所である、ということである。私たちに必要なのは、さまざまな種類の労働が、さまざまな領域で構造化されてきたその過程を分析することであり、またそれが公的領域と私的領域の間を動いてきたその道筋を明らかにすることである」と(p. 86-87)。

ビーチは、家庭におけるアンペイド・ワークによる人間の再生産を私的ではなく「社会的」再生産として捉えるべきだと述べているのであり、し

たがって「ビーチは、既存の経済概念が、市場=経済領域とする考え方に立ってきたことを批判し、経済概念をペイド・ワークとアンペイド・ワークを含む領域概念として再構成すること、アンペイド・ワークの主要な一形態である家事労働を、経済分析の対象領域とすることを主張している。その上で、ペイド・ワークとアンペイド・ワークに分けるジェンダー機能をいかに理論化するか、これこそがこれまでの分析の欠落した部分であると主張している」(p. 88)。さらにビーチは、家事経済領域のみならず市場経済領域についても、「歴史・人類学的分析を導入」して、家父長制分析を進めるべきことを主張している(p. 89)。そして、社会的再生産は家事労働領域に加え、パブリック・セクターの社会福祉領域をも含むものとして捉えられる(同)。以上のようなヴェロニカ・ビーチの議論は、竹中の家事労働論を補強し、さらに竹中の主張の発展の方向を導くものになったといえる。

竹中の家事労働論を批判したのは安川悦子である。安川によれば、第1に、家事は資本主義的蓄積によって徹底的に掘り崩されていくのであって(=サービス経済の進展)、家事労働の「社会化」とは結局家事労働の消滅にほかならないのである。第2に、家事労働に生活文化創造の役割を見出すことは、「資本の強制のもとにおかれる労働力商品生産工場」としての家庭の役割を見誤った「ロマン主義」である。こうした安川の主張に対し、竹中は次のように反論している。第1に、家事労働の社会化(=外部化)が資本主義的蓄積の傾向であることは当然であって、主婦の雇用労働力の創出と家事サービス市場の形成とは「生産と再生産の接合の新しい調整様式」を生み出す過程である。「しかし重要なことは、この家事労働の分解過程は、必ずしもストレートに進行するもの

(8) V. Beechey, *Unequal Work*, Verso, 1987. ビーチ/高島道枝・安川悦子訳『現代フェミニズムと労働—女性労働と差別』中央大学出版部, 1993年。V. Beechey, *Rethinking the Definition of Work: Gender and Work,*

in J. Jenson, E. Hagen and C. Reddy, ed., *Feminization of Labour Force: Paradoxes and Promises*, Polity Press, 1988.

ではない。家事労働の社会化の現実的条件は所得諸階層によって異なるし、……まさしくピーチも言うように、七〇年代以降の資本蓄積過程で、女性にのみパート労働というジェンダー・バイアスのかかった就業形態を生み出してきたのであり、家事労働の社会化の様相は、企業、国家、労働組合などの社会的アクターの性格の如何にもとづくものであって、決して技術決定論的に決定されるものではない。……家事労働社会化におけるジェンダー分析こそ、それぞれの国の具体的な分析によって果たされねばならない課題」なのである(p. 92-93)。この課題を果たした上で、第2に、家事労働を「女性抑圧の物質的基盤」から解放し、「新しい生活文化を創造する自由な労働の権利として、生活時間のなかに位置づける必要がある」といっているのである。「権利として位置づけるということは、この家事労働を社会的に必要不可欠な労働として評価することに他ならない。その場合、これが男女両性の権利であることはもちろんであるが、その社会的評価方法は、生活時間確保のための労働時間短縮要求（つまり時短の二分法-労働と余暇-から、三分法-労働と余暇と家事労働-へ）として具体化される」(p. 94)。

そして竹中はこう結論する。「問題は、家事労働自体が解体すべき対象なのではなく、家事労働が女性抑圧の基盤となってきた社会的なありよう、つまり、それが社会的に必要不可欠な労働であるにもかかわらず、見えざる労働としてきた市場と家族への労働世界の分裂、しかも見えざる労働を女性役割としてきた家父長制構造こそが、解体すべき対象なのである。したがって必要なのは、家事労働を「見えない労働」から「見える労働」へ転換していくこと、しかもこの労働を女性役割としてきた構造から解き放つことなのである」(p. 95)。

久場嬉子は「家庭における労働の評価」について次のように問題提起をした。すなわち「労働力

とは、生きている人間の労働能力であり、育児、家事そして病人や高齢者の介護などによって、その日々の維持と回復が、かつ世代的な再生産が可能となっている。このようにみるならば、いわゆる家事労働といわれているものは、人間の日々、かつ世代的な「再生産労働」として定義され、かつ生産活動の前提である人間の再生産に不可欠な社会的な労働として明確に把握されねばならない」⁽⁹⁾。そして、家事労働の社会的および経済的評価においては「無償の再生産労働をめぐって存在している性差別や性別分業を解消するフェミニスト・ポリシーの視点」に立つことが必要である⁽¹⁰⁾、と。

この久場の問題提起を竹中は積極的に受け止めた。そして、家事労働の社会的および経済的評価についてこう述べている。すなわち、家事労働を社会的に評価するというのは、「家事労働時間の確保を労働力再生産に不可欠な労働時間として社会的に認知し、権利として要求する」ということであって、「必要な家事労働時間を生活権として保障するための、労働時間短縮（賃下げ無し）の要求」という形をとることになる(p. 100)。家事労働のうち育児と介護については経済的（=金銭的）評価が可能であり、経済的評価を行う場合、単に「市場原理」の適用（たとえば機会費用の適用）であってはならず、「生存権保障の原理」（個人単位による社会保障制度の設計）によらなければならないのである(p. 99)。

家事労働がなぜ無償なのかをめぐる議論（中川スミと大沢真理による論争⁽¹¹⁾）を総括して、竹中は、論点を賃労働者家庭（近代家族=核家族）の家事労働がなぜ無償であるのか、そしてその家事労働をなぜ女性（妻）が担っているのかに限定すべきであるとした上で、「家事労働が無償であるわけは、社会的に必要不可欠な労働であるにもかかわらず、市場と家族へ労働世界を分裂させてきた独特な労働力商品化体制にある〔中川説を承

(9) 久場嬉子「家庭における労働の評価」社会保障研究所編『女性と社会保障』東京大学出版会、1993年所収、

78頁。

(10) 同上書、91頁。

認)。そしてこの見えざる労働(無償労働)を女性役割としてきたものこそ、家父長制である〔大沢説を承認〕とまとめている(p. 102-103)。

理論的に説明するならば、家父長制のもとでは家庭の中で妻は自己の労働力の完全な処分権を有しておらず、妻による家事労働は直接的には夫に領有されている。その家事労働が無償である、つまり対価がない(事実として、夫は対価を支払えない)ということは、資本・賃労働関係の中では、夫の賃金に家事労働の対価に相当する部分が含まれていないということであり、つまり家事労働は不払労働であるということであって、「究極的にはこの不払労働部分は、資本の剰余価値として〔資本に〕領有されるという構造を持つ」のである。「無償の家事労働の領有が家父長制を支え、夫の妻への権力構造を形作るが、同時に資本にとっても利益をもたらすがゆえに、労働力再生産の家父長制的様式が資本制にとっての存在意義を持つといえる」のである(p. 104-105)。

今日、家庭内の性役割分業を前提とした世帯単位の家族賃金が批判され、個人単位の賃金への移

行が求められているが、「本来、労働力の価値は労働力の世代的再生産を前提にしている」(傍点)は原文)のであるから、「労働力の価値」には、個人単位賃金に加え「世代的再生産をパブリックで担う社会保障」の費用が含まれると解されなければならない(p. 109)。ここには、労働力の再生産を、家事労働領域に加え社会福祉(社会保障)領域をも含めて「社会的再生産」として捉えようとするピーチの議論が生かされている。

(2) 欧州議会女性の権利委員会「女性の非賃金労働の評価に関する報告書」

第四章は、女性のアンペイド・ワークについての社会的な評価に関する国際的な取り組みとその社会保障政策への反映の問題を論じている⁽¹²⁾。1980年にILOは「女性は全世界の3分の2の労働を担っている。にもかかわらず、女性の受け取る収入は全体の10%でしかない。そして女性が所有している資産は1%以下でしかない」と発表した(p. 118-119)。1991年にOECDは「構造変化の形成と女性の役割-ハイレベル専門家会合報告

(11) 中川スミ「家事労働と資本主義的生産様式-私的・無償労働としての家事労働の性格づけをめぐって」『高田短期大学紀要』第5号、1987年所収。大沢真理「家事労働はなぜタダか-働かすぎ社会と女の時間の価値」『窓』第18号、1993年所収。中川が家事労働の無償性の根拠を「市場=社会的分業の体系から排除」されていることに求めたのに対し、大沢は家父長制すなわち夫による妻の家事労働の「領有」こそが家事労働の無償性の根拠であるとし、さらに大沢は無償労働を奴隷による労働などへ拡張しようとした。これらの議論を進展させて、大沢と中川は以下の論文を著した。大沢真理「『家事労働はなぜタダか』を手がかりとして」『社会科学研究』第45巻第3号、東京大学社会科学研究所、1993年所収。中川スミ「家事労働は「搾取」されているのか-大沢真理氏の「『家事労働はなぜタダか』を手がかりとして」を読んで」同所収、大沢真理「『家事労働は「搾取」されているのか』に答えて」同所収。

(12) 1975年に国際女性年世界会議第1回で「世界行動計画」が採択されて以降の国連と日本における主な男女平等への政策的取り組みは次の通り。1976年、国連女

性の10年がスタート。1977年、日本の総理府(当時)に婦人問題企画推進本部設置、「婦人の10年国内行動計画」発表。1979年、女性差別撤廃条約採択。1980年、国連女性の10年中間年世界会議第2回で「国連女性の10年世界会議決議」採択。1981年、女性差別撤廃条約発効(9月3日)、ILO「家族的責任平等条約」(156号条約及び165号勧告)採択。1983年、ILO「家族的責任平等条約」発効(8月11日)。1985年、国連女性の10年最終年世界会議第3回で「2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」採択。同年、日本が女性差別撤廃条約に署名。1990年、「2000年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論。1995年、北京世界女性会議で「行動綱領」採択。1995年、日本がILO「家族的責任平等条約」を批准。1999年、日本で男女共同参画社会基本法成立。2000年、北京プラス5による2000年会議。2001年、日本が「男女共同参画基本計画」発表。2005年、「男女共同参画基本計画(第2次)」発表。竹中恵美子『変革期に生きる女たち-次世代に語り継ぎたいこと』ウィメンズブックストアゆう、2008年、100-101頁を参照。

書」を公表し、その中で「従来は、「家族という従者を従えた成人男子労働者」が労働者の標準モデルとされていたが、男女が対等に市場に出ていっている状況では、そういうモデルに従った政策はもはや今日の社会に合致しない。これまでの労働者モデルは、アンペイド・ワークは女性が担うという性役割分業システムで、このシステムを前提にした政策は変えなければならない」と述べられた (p. 120)。1993年には欧州議会の女性の権利委員会が「女性の非賃金労働 (unwaged work) の評価に関する報告書」を公表した (p. 122)。そして1995年の北京世界女性会議で採択された「行動綱領」には「無償労働を国民経済統計のサテライト (補助) 勘定の形にして、統計上明確にその数値を表すようにする」と記された (p. 119)。

こうした国際社会の動きに押されて日本では、1997年に経済企画庁 (当時) が「無償労働の貨幣評価についての報告」を公表した⁽¹³⁾。日本の場合、1980年代には税制や社会保険制度によって「専業主婦優遇政策が強化されて」いたから (p. 120)、その意味では、経済企画庁の取り組みは、

①労働概念が広げられたことに加え、②女性の自立戦略や③国・地方自治体の対策 (政策) の見直しが迫られることになったという点で一定の意義を持つものであった (p. 127)。

そして竹中はこう問い質す。「問題は、アンペイド・ワークの評価の目的は何かということだ。それは日本でいわれていたような専業主婦の役割の評価ではなくて、ペイド・ワーク (有償労働) とアンペイド・ワーク (無償労働) の性によるアンバランスな配分を是正するところに目的があります。……問題はどのくらいの額になるかというだけではなく、さらにそれをどう社会的に目にみえる形で制度・政策の中に具体化していくかです」 (p. 121)。この政策の具体化を考える上で竹中が注目しているのが、1993年に欧州議会女性の権利委員会が公表した「女性の非賃金労働 [= 無償労働] の評価に関する報告書」に示された諸施策である。

竹中のまとめているところによれば、その施策とは、①「労働時間短縮」、②「育児や家事などのケアに関するアンペイド・ワークの社会保障制

(13) 経済企画庁経済研究所・国民経済計算部編『あなたの家事の値段はおいくらですか? - 無償労働の貨幣評価についての報告』1997年。調査では、「社会生活基本調査」(総務庁 (当時) 統計局) を用いて、「家計」の活動のうち「家事 (炊事、掃除、洗濯、縫物・編物、家庭雑事)、介護・看護、育児、買物、社会的活動」を無償労働とし、無償労働時間が算出された。1991年時点で1日1人当たり週平均、有償労働時間が男性5時間46分、女性2時間59分、無償労働時間が男性0時間30分、女性3時間57分である。有償と無償を合わせると男性よりも女性のほうが労働時間が長い。無償労働時間を金銭的に評価するために次の3つの方法が用いられた。①機会費用法。これは家庭の無償労働に従事したことにより得られなかった有償労働に従事すれば得られたであろう賃金の額で評価する方法である。調査では「賃金構造基本調査」(労働省 (当時)) に基づく全産業平均賃金を用いられた。②代替費用法: スペシャリスト・アプローチ。これは家庭の無償労働と類似したサービスに従事している専門職種の賃金で評価する方法である。調査では「賃金構造基本調査」の職種別男女平均賃金を用いられた。③代替費用法: ジェネラリスト・アプローチ。これは家庭の無償労働

を代替させるために雇った家事使用人の賃金で評価する方法である。調査では「一般在宅勤務者の賃金実態調査」(日本臨床看護家政協会) が用いられた。調査結果では、1991年時点の無償労働貨幣評価総額は①による計算で98兆円 (GDP比21.6%)、②で84兆円 (同18.3%)、③で66兆円 (同14.6%) となった。

竹中は、評価の基礎となる無償労働時間の算出や、賃金の算出の仕方に問題が多く、「ジェンダー統計はこれからつくっていかなくてはならない」と述べている (p. 126-133)。そのための実践のひとつとして、竹中は、無償労働の貨幣評価を政府に任せておかないで、「実際にアンペイド・ワークをしている人の側から詳しい時間利用調査や労働の分析を行い、実態に基づく評価を出していく、そしてそれを、コンパラブル・ワース (男女同一価値労働同一賃金の原則) の運動の一つのステップにしていく」、例えば「公的介護保険法が成立したいま、市民サイドから介護労働を分析し、実際に介護に費やす時間や介護の具体的内容と、それぞれがどういう労働に匹敵するのかというような研究」を市民運動・労働組合運動として進めていくことを提案している (p. 137)。

度化]=育児・介護休暇と、それに対する所得保障, ③「アンペイド・ワークに従事してきた人の再就職を容易にするための十分な職業訓練の供給と、家庭内で取得された能力の一定の社会的評価」, ④「子育てのための雇用中断期間を年金受給期間に含めるほか、環境の保護や障害をもつ個人およびグループなどのコミュニティ活動を“基本的社会活動”としてみる観点から、ボランティア活動に対して年金権を付与すること」, ⑤「婚姻の地位のみに基づいた税控除の方式を改めるとともに、税政策の単位を女性と男性をカップルとしてではなく、個人として課税すること」, そして⑥「扶養する子どもの数に応じた免税システム、ならびに子育て責任を負った人々に、第一子から十分な児童手当を支給すること」などである (p. 125-126)。

日本で取り組みが始まった男女共同参画とは、「男性世帯主家庭のニーズだけに合わせてつくられてきた制度を全部見直す」こと、「アンペイド・ワークとペイド・ワークのバランスを欠いた性別の配分を根本的に組み替え」ということにほかならない (p. 135-136)。「男女共同参画」とは、男性も女性も働く場に共同参画し、また家庭でも共同に参画をしていくことです。それを可能にするために、女性の職場進出を積極的に進めていく社会支援策、また、男女とも職場と家庭とが両立できるような社会的支援を政策として出していくこと、がビジョンの取り組みの視点なのです。問題はこういう政策の方向を、具体的に実現できるかどうか、それはまさにこれからの私たちの運動にかかっている」(p. 136)と竹中は述べている。

(3) S. ヒメルワイトと久場嬉子

第五章は、第三章の論文と接続させる形で、家

事労働をめぐる議論の推移が「労働からケアへ」と特徴づけられること、そしてこの視点から積極的に評価されるものとして久場嬉子の「ケアの経済学」を論じている。

家事労働論を「労働からケアへ」という表現で特徴づけたのはスーザン・ヒメルワイト (S. Himmelweit) である⁽¹⁴⁾。「ケアをいかに理論分析するかが、1990年代に進展したフェミニスト経済学の新分野の一つの明白な特徴である」とヒメルワイトは述べた (p. 142)。家事労働研究の新たな方向を開拓したヒメルワイトの論文「〈無償労働〉の発見—〈労働〉の拡張の社会的諸結果」(1995年)の貢献について、竹中は次のように説明している。

「ヒメルワイトによれば、70年代以降の家事労働論、いわゆる「無償労働」の発見は、女性が家庭で行っている貢献を「労働」として認知し、目に見える形にしたという意義をもつとはいえず、そこで暗黙に前提されていた「労働」概念は、有償経済で支配的な商品生産賃金モデルのそれであった。そのことは、家庭内の労働や活動の一定部分を含むことはできても、ケアリングや自己充足活動のような個人的・情緒的・人間関係的な活動、言い換えれば、商品生産のための賃金労働とは異なる活動が見えなくされ排除されていく、と警告している。

そして、もし我々がケアリングや自己充足活動の社会福祉に対する貢献を認識したいと望むなら、労働の暗黙の定義にあてはまらない活動を「非活動」とする労働／非労働の二項対立を排して、二項対立のどちらの極にも適合しないような活動のスペースを意識的に創り出すことであり、それこそがオルタナティブな未来を構成する、と述べている。これは90年代以降の生活の質としてのケアに関する理論的・実践的課題を考える上で、転

(14) Susan Himmelweit ed., *Inside the Household: From Labour to Care*, Macmillan Press, 2000. 同書に先立つ論文として、Susan Himmelweit, *The Discovery of 〈Unpaid Work〉: The Social Consequences of the Expansion of 〈Work〉*, in *Feminist Economics*, Vol. 1,

No. 2, 1995. 久場嬉子訳「“無償労働”の発見—“労働”概念の拡張の社会的諸結果」『日米女性ジャーナル』第20号, 1996年所収。Susan Himmelweit, *Caring Labor*, in *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 561, 1999.

機をつくり出す問題提起的論文であったといえるだろう」(p. 144-145)。

ヒメルワイトは「ケアリングの行為の中にこそ、ジェンダー的分業が赤裸々に現れる」と述べた (p. 144) ⁽¹⁵⁾。こうしたヒメルワイトらによるケア論への研究の発展について竹中は「こうした認識の新次元は、70年代の家事労働論争から断絶したところから生まれたものではない」と指摘する (p. 147)。そして80年代以降、フェミニスト経済学は、経済学の領域にジェンダー視点を持ち込むことによって、合理的個人と自己調整的市場とを基本概念にして精緻な理論を構築した主流の経済学が実はジェンダーに鈍感なままの「男性の経験」に過ぎないことをあからさまに示すこととなった (p. 158)。竹中によれば、ヒメルワイトらに与してフェミニスト経済学の核心を的確に掴んだのが久場嬉子である。竹中は久場からケア(ケアリング・ワーク)論を学んだといってよいだろう。竹中は久場の主張を次のように紹介している。

「久場氏は……世帯や家族の中で行う子育てや世話などのケアは、特定の人格的(パーソナル)な関係を基礎としており、平均化・画一化・非人格化しにくい代替性の困難な点に特徴をもつ労働であり、市場労働・雇用労働とは異なること、したがって、「労働でも非労働でもなく、人間的な関係労働として、つまり「ケア」(ケアリング・ワーク)という協力労働として新しく概念化する」

べきだと主張している。そして久場氏は、「世帯でのケア労働を、女性も男性もが担う社会的な人間の再生産労働や協力労働」として捉え、世帯をケアの供給組織とし、その世帯内で機能している社会関係を、協力と対立の共存した「協力的対立」(cooperative conflict)として把握すべきであるとしている」(p. 162) ⁽¹⁶⁾。「しかも久場氏は、アマルティア・セン(A. Sen)がケイパビリティ(潜在能力)に果たす世話や配慮の役割に注目している点を重視して、次のように述べる。これまでの経済学では「いかにお金になる時間を効率よく設定するか」に関心が注がれてきたが、それは所詮商品奴隷化への道でしかない。人間の豊かさとは金銭だけで計られるものではなく、時間の価値に重要性がおかれなければならない。とりわけ、ケイパビリティに果たすケア(世話や配慮)の役割が重要だとすれば、それは女にとっても男にとっても生活の質として、それに関われる時間の確保こそが必要だとしている」(p. 163) ⁽¹⁷⁾。この久場の主張に竹中は持論である「時間確保型社会化」論との共通性を見出している。

安川悦子が、女性抑圧の物質的基礎は家事労働であるから、女性は市場での自分の労働力価値を高め、家事をしないで市場へ出て収入を得、それをもって家事労働代替材を市場から購入することにより、家事労働を解体するのだというのに対し ⁽¹⁸⁾、久場はケアを重視する考えから家事労働

(15) 竹中は、ヒメルワイトと共にジーン・ガーディナー(Jean Gardiner)の論説を重視している。竹中はガーディナーの主張をこう紹介している。労働力の女性化と家事労働の外部位化=商品化が進行する中で、「型通りの家事労働がいちじるしく低下するにつれて、女性の家事労働の重要な特徴である対人関係労働がより目に見えるようになり……一方では、親業の情緒的で教育的側面は、肉体的ケアの供給に比べてずっと重要であるとされ、女性に対しその育児責任に焦点を当てるよう、一層の圧力がかけられている」(p. 144)。そして「利害の分かち合いと分岐が共存する世帯内部に、ジェンダー関係とパートナー間関係によるマトリクス(その要因としては、パートナーの交渉能力・依存関係の性質・ケアリング関係のタイプが含まれる)があること」を前提として「世帯・市場・国家がどのよ

うな相互作用をし合うか」を探究することが課題となっている、とガーディナーはいう (p. 145-146)。

(16) 引用文中にある久場の文章の原典は、久場嬉子「合理的選択」に関するフェミニスト・クリティク・ケアの制度経済学試論『進化経済学論集』第4集、1999年所収。

(17) ここで紹介されている久場の主張の原典は、久場嬉子「ケアの経済学をめぐって」『グラフィケーション(GRAPHICATION)』第105号、FUJI XEROX、1999年所収。

(18) 安川の主張は、前掲論文(註7)に加え、次の論文で一層明快に説かれている。安川悦子「働く母親の生活時間(Time Budget)の研究-ペイドワークとアンペイドワークのジェンダー・ギャップ」『ジェンダー研究』第3号、東海ジェンダー研究所、2000年所収。

の解体ではなく、男女共に家事労働に関われるように、1日=24時間を有償労働の時間・家事労働の時間・遊ぶ時間・寝る時間各6時間とする「時間政治 (time politics)」を提唱している。竹中はいう。「日本においては、後者の議論ははまだ緒についたばかりではあるが、21世紀における家事労働の社会化論は、単純な市場機能(メカニズム)に信頼をおくことではなく、ケアの供給組織としての世帯を、市場・国家(政府)との相互連関のもとに、どのようにジェンダー平等に向けて再構成していくか、その戦略こそが具体化されねばならない」と (p. 163)。

1997年の経済企画庁(当時)による「無償労働の貨幣評価についての報告」の発表により日本においてようやく緒についたアンペイド・ワークをめぐる議論において、竹中は貨幣評価に対する否定的な議論を次のように3点に整理し、それぞれの問題点を指摘している。第1に、家庭内の無償労働の金銭的評価は、「女性の役割は男性の役割と異なるがその重要性、価値という点では「同等」であると主張し、「平等」ではなく「公平」という概念、用語にこだわり」をみせるものであり、社会福祉サービスの供給役割を国家から家族へと逆行させることにつながるという議論である (p. 165-166) (19)。第2に、「家事労働やアンペイド・ワークに傾斜し過ぎたかたちで女性労働が論じられるのであれば、既存の労働研究とますます乖離していかざるをえない」として、雇用労働や労働過程のジェンダー分析が軽視されることを危惧する議論である (p. 166-167) (20)。第3に、反市場原理の立場からアンペイド・ワークの有償化(市場化)を拒絶し、「ペイドワークをアンペイドワークに吸収する方向」や「脱ペイメントの経済シ

ステム」をこそ追究すべきだとする議論である (p. 168) (21)。

これらのそれぞれに立場の異なる否定的議論に対して竹中は次のようにコメントしている。第1の議論について、竹中は「国連やILOの「労働と家族責任との調和」を目指す政策の歴史的パースペクティブからの評価については、[各国の政策レベルでの] 現実の政策批判から導き出される評価と混同してはならない」とする深澤和子の意見 (22) を支持した上で、無償労働の社会・経済的評価の目的は「持続可能な社会を目指してPWとUWとを含む社会的資源を公平に分配するという、オルタナティブな経済社会の実現にある」と指摘する (p. 166)。第2の議論は竹中に向けられたものでもある。これについて竹中は、「UW論を、雇用労働の分析を軽視し、労働概念を拡大化し、労働分析の需要要因から供給要因へのシフトだと解釈するのだとすれば、それは間違いである。……UWの社会・経済的評価の問題とは、単に労働力供給要因の重視ではなく、PWとUWがジェンダーによって編成されている社会システムそれ自体の構造変革を提起することに他ならない。これまで拙稿では、この構造変革は、雇用労働の変革を抜きにしては達せられないことを提起してきた」と反論する (p. 167)。そして第3の議論については、竹信三恵子がこの議論を論評して、「60~70年代に展開された欧州の福祉国家批判の背景には、人間の生活に関わる部分について国家管理のシステムが肥大化し、個人の創意や工夫まで国が吸い上げてしまうかのような事態の進行への懸念があった。これに対して日本では……「国家の機能が肥大する」どころか、逆に、有償労働として公的に支えた方が安定的な部分まで女性のアン

(19) この議論は、澁谷敦司「国連・EUの家族政策と女性政策—ジェンダー視点からみた問題点」『女性労働研究』第33号、1998年所収。

(20) この議論は、木本喜美子「労働とジェンダー」『大原社会問題研究所雑誌』第500号、2000年所収。

(21) この議論は、川崎賢子・中村陽一編『アンペイド・

ワークとは何か』藤原書店、2000年所収の諸論文、特にアラン・リビエツ、中村尚司、黒田美代子の各論文。

(22) 深澤和子「女性労働と社会政策」木本喜美子・深澤和子編著『現代日本の女性労働とジェンダー—新たな視角からの接近』ミネルヴァ書房、2000年所収、83頁。

ペイドワークに依存し、その労働力を買い叩いてきた。……日本社会の当面の問題解決には、「アンペイドワークの中の必要な部分はペイドワーク化する」という視点が必要」であり、さらに「アンペイドワークの評価については、単に「賃労働化する」だけでなく、アンペイドワークにかける時間を保障するなど、多様な保障方法と実践の試み」が必要だと述べていること⁽²³⁾を支持している (p. 168-169)。

Ⅲ 家事労働研究の今後に向けて

(1) 自立とケア

第六章は、高等学校「家庭科」の教科書に掲載された短い文章であるが、家事労働・ケアに関する竹中の持論を明快に述べたもので、本書の導入として読むにふさわしい。高等学校における家庭科男女共修が全面実施されたのが1994年である。それまで、「はじめに家族・家庭ありき」の立場から性別役割分業を「再生産し、強化する役割を果たしてきた」と見られがちであった家庭科は、21世紀に入り、その内容を大きく革新した。すなわち「自立した個人（ジェンダーにとらわれず、男女を対等な個人とみる）を出発点とし、自分自身で人生を主体的に選び取っていく力を養う教科として、明確に位置づけられることになった」(p. 180)。そして、衣・食・住・保育などを「生活」として、人の一生というライフステージとの関わりで捉える」こととなった (p. 179-180)。

人の一生は自立期ばかりではない。乳幼児期や高齢期など他者のケアを必要とする、したがってまた他者をケアする時期を必然的に含んでいる。したがって、自立とケアは不可分の事柄なのである。20世紀後半に「標準家族」として理念化された「男性稼ぎ手モデル」では、男性は家庭の外で仕事、女性は家庭でもっぱらケアの担い手になるというライフコースを作り上げたが、80年代以降

には社会のさまざまな変化の中で妻も家庭の外での仕事につくことが多くなった。その結果、男性はケアを負担しないままに、女性はケアと外での仕事との二重負担を強いられることになった。「無償の家族のケアに依存した家族単位のケア政策が、現実に対応し得なくなってきている」。「性別分業社会を超えて、自立とケアを調和させていくには、どのような手立てがあるのだろうか」(p. 181-183)。

「自立した個人」とは、「ケア（育児、介護）を含む無償の生命再生産の領域と、有償の市場領域をトータルに捉えた上で、男女両性がこの両領域をフェアに担っていきける「個人」である」(p. 183)。それを可能にする社会システムをどのように創るかが今日の課題である。これには大きく分けて3つの手法が考えられている。

第1は、「家庭の内に閉じ込められてきたケアを外部的に、社会的サービス（公共的、共同的、企業化を含む）へ開放していく方法」である。これは、福祉とは個人が自立して生きるために不可欠な社会的インフラストラクチャーであるという考えに基づいている。その具体例はスウェーデンに見ることができる (p. 184)。第2は、「仕事と同時にケアする権利を社会的に保障する、時間確保型の社会化」である。そのためには、フルタイム労働とパートタイム労働との相互転換が可能となる制度をつくる必要がある。オランダに具体例を見ることができる (p. 184-185)。第3は、「家庭内の無償労働を社会的・経済的に評価して、社会保障制度の中に組み入れる方法」である。外での仕事を中断して子育てに専念する期間も年金受給の権利を有することとすることや、家族介護者に対して介護手当を支給するものである。後者についてはドイツやフィンランドに具体例がある (p. 185-186)。

「以上3つのケアに対する政策は、手法において異なっているが、対立したものではなく相補

(23) 竹信三恵子「書評『川崎賢子・中村陽一編《アンペイド・ワークとは何か》藤原書店』『国際女性』第14

号、2000年、192頁。

的な関係にあり、性別分業を超えるための多様な模索の形態といえるであろう。……変革期を生きる高校生が、一人一人自分らしい人生を選択するためには、ケアとどう向き合っていくかは避けて通れない問題である。女性には経済的自立を拒み、男性には生活的自立を拒んできた性分業システムを超えて、いま世界でどのような模索がなされているかを知ることは、一人一人が生き方を考える上で貴重な素材を提供しているといえるのではないだろうか」(p.186)と、竹中は若い人々に問いかける。

(2) ワークシェアリング

第七章は、ワークシェアリング政策について、日本における現状とドイツ、フランス、オランダでの取り組みを紹介し、特にオランダの「コンビネーション・モデル」を詳しく論じたものである。竹中がまとめているところによれば、日本ではワークシェアリングは「雇用の維持・創出を目的として、労働時間の短縮を行うもの」(2002年3月29日の政府・労働組合・使用者団体の三者による基本合意)と定義され、2つのタイプ、すなわち「緊急避難対応型」(=企業ごとに所定内労働時間の短縮と賃金カットの組み合わせにより雇用の維持をはかる)と「多様就業型」(=中・長期的に短時間労働者を増やす)に分けられた。そして、その後の企業や地方自治体での取り組みを見ると、「日本のワークシェアリングの実態はおしなべて緊急避難型であり、労働時間短縮とリンクさせて賃金水準を引き下げ、雇用の流動化に沿った形で展開されている」(p.189-190)。

竹中がとりわけ注目するのがオランダでのワークシェアリングの政策である。それは、オランダではワークシェアリングの議論において家庭内のアンペイド・ワークの再配分も討議されたからである。その際に示されたシナリオは次の4つである。第1は「現状維持型」。これは、ケアをペイド・ワーク(外部サービス)化せず、従来通り男性を主な稼ぎ手とし、女性がパートタイム労働に従事しながら主にアンペイド・ワークを担うと

いうものである。第2は「割当型」。これは、ケアをペイド・ワーク化せずに、主に男性の労働時間を短縮して、アンペイド・ワークを男女で平等に分担するというものである。第3は「結合(コンビネーション)型」。これは、ケアのかなりの部分をペイド・ワーク化し、加えて主に男性の労働時間を短縮して(パートタイム労働化)、アンペイド・ワークを男女で平等に分担するというものである。第4は「外部契約型」。これは、ケアをペイド・ワーク化し、男女共がフルタイムで働くというものである(p.196-197)。そして1996年に、オランダ政府は第3のコンビネーション型を政策形成のガイドラインとすることに決定し、2010年をめぐりに「両親ともにパートの場合、「週四日就労(29~32時間)・週休三日」を大きな目標とし、公的保育所の整備、パートの〔フルタイムとの〕均等待遇、高水準の最低賃金制度、有給の両親休暇制度」を実現するという方針を打ち出したのである(p.199)。竹中は、「コンビネーション・モデルが推奨される理由は、現在の社会システムで用いられている「男性稼ぎ手モデル」を「新しい個人」に置き換え、男女それぞれがペイド・ワークとケア・ワークをともに担う、「開放された社会における時間配分ビジョン」、あるいは「時間配分の機会均等モデル」である点にある」と述べている(p.197)。

日本のワークシェアリングの議論における決定的な欠陥は「シェアすべき「ワーク」概念の狭さ」だとして(p.200)、竹中は「ワークシェアリング哲学の欠如」と題し次のように論じている。

「ワークシェアリングは、あたかも失業問題の処方箋のように考えられがちですが、本来のワークシェアリングの理念は、働き方の自由・生き方の自由を高めることにあります。現実に失業問題の解決策としての効果をもつにしても、それは結果として出てくるものであって、それが唯一の目的ではありません。

こうした主張が出てきた背景には、20世紀の働き方への反省があったといえるでしょう。効率至上主義の経済は、働く自由を拡大するのではな

く、働かせ方の自由を限りなく拡大してきました。つまり、雇い主のコントロールのもとに、時間が働く者からどんどん奪われていく過程だったといえます。人々は生活に必要な時間を削り取られ、金銭を稼ぐことに翻弄されてきたといえます（ましてや、金銭を稼げない人がさらに貧しい状態におかれてきたことはいうまでもありません）が、このように商品の奴隷になることが果たして本当に豊かなのか、という問いが発せられるようになったのではないのでしょうか。

その意味でワークシェアリングは、20世紀の経済効率至上主義への反省から生まれた主張だったといってよいでしょう。ワークシェアリングの本質が、何よりも時間を働く者の主体に取り戻すことにあるとすれば、まずは社会のペイド・ワークとアンペイド・ワークをトータルに捉えた上で、これを男女がフェアに担える条件をつくり出すことが不可欠でしょう。なぜなら、性別分業が固定化された社会では、女性がアンペイド・ワークという私的領域に囲い込まれることによって、女性の働く自由・生き方の自由が大きな制約を受けるばかりでなく、男性もまた、生活時間を犠牲にしても稼がなければならないことで、過労死社会をつくり出しているからです。

もとより各人のニーズは個別・多様ですが、それぞれのニーズを主体的に選択することができ、かつ、その選択によって不利を伴わない制度を整備していくことが重要でしょう。そして何よりも、主体的な働き方が選択できるためには、労働時間による差別のない均等待遇の実現が必要です。つまりは、時間が短いだけでなく良質な短時間労働の創出こそが課題なのです。

社会・経済全体のあり方としても少子・高齢化の避けられない現在、ワークシェアリングはまさに、従来の働き方・生き方の根本的な価値転換を提起するものだといえるでしょう」（p. 200-201）。

(3) 「時間確保型社会化」

第八章は、男女雇用平等における「平等」の概念を一層明確にすること、そして「男性稼ぎ手モ

デル」から男女がケアを共有する個人単位モデルへと転換させる課題について、ドイツの事例等を参照しつつ論じている。2001年のILO第89回総会で「社会保障の課題・挑戦・展望に関する決議と結論」が出され、その中で「社会保障制度における男女の平等への取り組み」として次の4点が示された。すなわち、第1に、女性の労働権を保障すること。第2に、社会保障制度を家族単位から個人単位に変えること。第3に、男女の待遇の平等を実現するだけでは不十分であり、子育てサービスの充実、経済的援助としての児童手当の改善を行うこと。第4に、男女同一価値労働同一賃金を保障すること、である。「その政策の基本は、女性差別撤廃条約に謳われている、現在の性別分業の社会システムを根本的に改革していくということに置かれている」（p. 206-207）。

個人単位モデルを考えていく際の大きな論点はアンペイド・ワーク、特に育児と介護のケアをどうするかという点である。竹中は、「すべて外部化する」という主張を支持しない。「ケアに必要な社会的インフラストラクチャーが決定的に不足している現状で、それを社会的に構築することを軽視するものでは決してありませんが……ケア労働を〔有償の〕仕事にとっての障壁として、それをひたすらネガティブに捉えてゼロにしていく方向だけをめざし、ケアの外部化が必要だというのは、問題ではないでしょうか。私自身は……選択として「ケアする権利」も認めていくことが必要ではないかと考えています」（p. 212）。「ケアする権利」の個人単位化のためには、どのような具体的政策が必要なのか。竹中は、デンマーク、スウェーデン、オランダ、ドイツの事例を先行研究を利用して紹介している。デンマークにおける「家族義務」に対する国家の経済的サポート（家族手当、児童手当）及びケア・サービス・サポート（保育所、育児休暇制度など）による「家族責任」の軽減。スウェーデンにおける長期の両親休暇（480日。このうち60日は父親へ割当て）及び休暇中の所得保障や育児期間中の労働時間短縮・児童手当。オランダのコンビネーション・モデル（前

述)。ドイツにおける育児休暇の両親同時取得や「親期間」中の労働時間短縮など(p. 213-218)⁽²⁴⁾。

「形は違っても全体的に見て、ケアを外部的化するために、公的な機関や広くNPOをも含めた市民的互助を充実させていくという方向と同時に、「ケアする権利」も選択できるという方向……に進んでいるといえる」(p. 218)。「男女の雇用平等政策が単なる市場内の機会均等にとどまらず、人間の再生産領域に対する施策へと広げられると同時に、その中で個人単位化の施策が進んでいるとみていい」(p. 220)と竹中はいう。

日本では賃金制度が基本的に男性を稼ぎ手とする「家族賃金」の形態を取っており、社会保障制度も家族(世帯)単位であり、したがって「結果的に、無償労働の担い手は圧倒的に女性」(p. 221)とならざるを得ないのが実情である。「どうしても今の「男性稼ぎ手モデル」を改革していくことが、非常に差し迫った課題だということになる」(p. 222)。「世帯単位から個人単位への変革は、同時に「個の自立」をどう確保するかという問題と不可分」である。性別に中立的でない社会保障制度は廃止すべきであるが、そのためには「労働市場における基本的ルールとして……雇用上の〔男女〕差別を排除することが不可欠」であり、女性に「税金や社会保険料を払えるような賃金を、同一価値労働同一賃金で保障することが進められなくては」ならないのである(p. 225)。

最終章の第九章で、竹中は自身の研究史を振り返り、21世紀の喫緊の課題として「ケア不在の男性稼ぎ手モデル」から「ケアつき個人単位モデル」への転換が必要であることを再度強調している。男女が共に「ケアする権利」を保障される社会を目指すことこそが竹中のいう「時間確保型社会化」である。

IV 考察—ケイパビリティを高めるために

竹中恵美子は、自身の家事労働(アンペイド・ワーク)=ケア論と共鳴する議論として、アマルティア・センの「ケイパビリティ(capability, 潜在能力)アプローチ」と、ILOの「ディーセント・ワーク(decent work)」の主張を挙げている。

ケイパビリティ・アプローチとは、「人は何をなし得るか、あるいは人はどのような存在であり得るか」という点に立って生きていく力(ケイパビリティ)を高めることが大切だということ、センが提示した新しい考え方である⁽²⁵⁾。ケイパビリティ(潜在能力)を高めることに果たすケアの役割を竹中は次のように述べている。「A. センは、人間の豊かさとは、金銭や欲望の充足だけで計られるものではないとして、人間の潜在能力を高める上で果たすケアのもつ重要性を指摘する。センによれば、ケア労働は、献身・責任・協力感情というような動機と結びついた人間関係の労働であり、自分自身の利害にのみ動機づけられて行動するものではなく、利他的な側面をもつ。もしケアがそうした人間的側面を培い、人間の潜在能力を高めるのに資するものであるとすれば、こうした側面を一方向的に減らす方向でのみ政策を考えるべきではないということになる」(p. 236)⁽²⁶⁾。

この竹中の指摘を補強する観点から、ケイパビリティを高めるためにジェンダー平等が果たす役割を述べているセンの一文をここに挙げておきたい。

「社会的条件が、ある人から(仮に選ぶことができたなら価値のある選択肢を)選択する勇気を奪っている(あるいは断たれているものを「欲する」ことさえ奪っているかもしれない)としたら、その人に現実に実質的な選択肢があると仮定して倫理的評価をするのは公平ではない。ここでは「社

(24) ドイツは2007年に「育児手当」(定額)を、子の出生前の賃金の67%を保障する「親手当」へ転換すると共に、14ヶ月の親手当受給期間のうち2ヶ月は父親だけが受給できること(「パパ・クォータ(割当て)」)

とした(ただし一人親の場合は14ヶ月)(p. 237-238)。

(25) アマルティア・セン/鈴木興太郎訳『福祉の経済学—財と潜在能力』岩波書店、1988年。

会的規律」に由来するものも含めて、すべての障害を考慮にいれたうえで、実際に享受されている真の自由に着目することが問題となる。

人々が「欲することのできるもの」に過剰に依存してきたこと、特に、あまりに抑圧されていたり、多くを欲する勇気が持てないほど打ち砕かれている人々の要求を無視してきたことは、功利主義倫理学の短所の一つである。潜在能力の勘定において同じような誤りを犯すのは望ましくない。……この問題は、(例えば、伝統的な社会制度において女性が隷属的な役割を受け入れることを強いられている場合のように)、相対的な困窮を受け入れざるを得ない条件におかれている犠牲者たち自らに支えられて固着化してしまった不平等を

取り扱うときは特に重要である」⁽²⁷⁾。

ケイパビリティ・アプローチが、ジェンダー平等に向けて用いられる道がここに示されている。ジェンダー平等に立って家庭・市場・国家・市民社会をケアの供給組織としてどのように再編するか。その議論の方向性をケイパビリティ・アプローチが提示している⁽²⁸⁾。

次に、ILOが提案するディーセント・ワークについてである。竹中は、ディーセント・ワークを「権利が保障され、十分な収入を得、適切な社会的保護のある生産的仕事」だと定義し、さらにそれを「人間としての尊厳を保って生きられる生活、あるいは働き方」と説明する。竹中はILOのギー・スタンディング (Guy Standing) による解

(26) 竹中は、アマルティア・セン／池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討－潜在能力と自由』岩波書店、1999年の参照を指示している。第五章で触れられている通り、家事＝ケア労働に関わるセンの議論におけるキーワードとして、「潜在能力」と共に「協力的対立 (cooperative conflict)」がある。これは、世帯内における生産と分配・消費に関わる世帯構成員間の「協力」と「対立」の関係を説明する概念である。久場嬉子の説明によると、「A. センによれば、家族や世帯内のジェンダー対立は、専ら経済的な利害が衝突する階級対立とは大きく異なっている。男性と女性が共同生活や共同居住によって関心や体験を共有し、また一緒に行動をすることにより、そこには「広範な協力的行動という土台」が形成されており、ジェンダー間の利害の衝突も、その協力的フォーマットの上に現れ出てくる」。久場嬉子「ジェンダーと「経済学批判」－フェミニスト経済学の展開と革新」竹中恵美子・久場嬉子監修／久場嬉子編『叢書 現代の経済・社会とジェンダー 第1巻 経済学とジェンダー』明石書店、2002年所収、38頁。

(27) アマルティア・セン／池本幸生他訳、前掲『不平等の再検討』235～236頁。引用文中で「功利主義倫理学の短所」と呼ばれていることについて説明しておこう。功利主義 (utilitarianism) とは、社会を構成する人々は自身の主観的満足 (= 効用, utility) をできるだけ大きくするように行動するものであり、その個人的効用の総和をできるだけ大きくする社会がよい社会だと説いたベンサム (J. Bentham) に始まる倫理学説である。例えば、社会を構成する人々のうちの誰かひとりの効用を、その他の人の効用を低下させることな

く引き上げることができるとすれば、そのような措置 (政策) は当該社会にとって望ましいというのである。経済学は、この学説を利用して、ある人の効用を低下させることなしには別の人の効用を引き上げることができない状態が、当該社会にとって最適な厚生 (福祉) の状態 (つまり最適な資源配分の状態) であるという考え方を導き出し、さらに完全競争にもとづく市場メカニズムはこの最適な厚生の状態をもたらすことを理論的に証明した。これが「厚生経済学の基本定理」と呼ばれるものである。ここから直ちにいえることは、例えば、困窮に喘ぐ人と贅沢三昧の人とが共に暮らしている社会において、贅沢三昧の人の効用を低下させない限り困窮に喘ぐ人の効用を引き上げられないとすれば、その社会は「最適状態」にあるということになってしまう。困窮に喘ぐ人がなんらかの社会的条件によってそこから脱することを知らなかったり、脱する勇気をもてない事情にある場合、その社会は「最適状態」に止まったままである。これを良しとする判断が倫理的に誤りであることは直感的にわかるはずである。だからセンは、「この問題は……相対的な困窮を受け入れざるを得ない条件におかれている犠牲者たち自らに支えられて固着化してしまった不平等を取り扱うときは特に重要である」と述べているのである。

(28) 松野尾裕「The Capability Approachへー人間への励ましとしての経済の原理を求めて」『地域創成研究年報』第2号、愛媛大学地域創成研究センター、2007年所収を参照。なお、大江健三郎がセンとの往復書簡の中でケイパビリティを「伸びる素質」と訳している。これはいい訳語である。大江健三郎『大江健三郎往復書簡 暴力に逆らって書く』朝日文庫、2006年、264頁。

説を次のように紹介している。「20世紀は労働という行為を1つの社会的権利にまで高めた人類史上最初の世紀だった。労働することは権利という名において義務となり、賃金を稼ぐ能力を極大化する方向に進んだ。こうした歴史的状況の中で、本来ケアを与えることは人間の条件の価値ある一部であり、ケアを必要とすることが人間の条件の一部であるにもかかわらず、むしろ、ケア・ワークが社会的資格を得るための標準労働量にとっての障害、すなわち「労働の障壁」とみなされるようになった。ケア・ワークとは、「一人ないし複数の他人の身体・精神・発育に関するニーズの世話をやく仕事(work)」と定義できる。この仕事に要求される技術は、これまで適正に認識されることがほとんどなかったが、相対的に高度な「社会的習熟」が求められ、情緒的介入も他の多くの仕事に比べてはるかに多く、またストレス度も高い。このような独特な構造を持つ仕事であることが、この仕事の失費や非効率を暗に意味している。身近な人たちをケアすることは私たちのアイデンティティの一部であり、したがって、社会的調整のための一連の制度が必要となることを認識しなければならない。ケアする権利と必要な場合にケアを受ける権利は、21世紀の進行につれて進展することになるだろうが、この点でILOは先頭に立って働くことができるだろう。ケア・ワークを行う権利は、ILOの「ディーセント・ワーク」戦略の不可欠な一部である」⁽²⁹⁾。

このような家事労働(アンペイド・ワーク)としてのケア・ワークの意味を積極的に説く主張に対して、これは家族の存在を前提とした考え方であって、結局ケアの社会化を遅らせることになるという批判がある。また家事労働の貨幣評価も同じ発想にもとづくものだとして批判的な議論があることは第五章で論じられている。確かに、ケア・ワークの「利他的な側面」や「人間の条件の価値ある一部」といった点が一面的に強調され、ケア・

ワークを可能とする社会的環境の構築(制度と意識)についての議論が後回しにされてはならない。家事労働として「ケアする権利」が保障されるということにしても、同時に「ケアしない権利」が保障されなければならないし、「ケアされる権利」と同時に「ケアされない権利」もまた保障されなければならない。問題は、家事労働としてのケアがこれまで性別役割分業のもとで女性に押し付けられ、そのことによって女性のケイパビリティ(「伸びる素質」)が大きく損なわれてきたことであって、竹中がいたいことは、ケアの社会化のあり方についての議論は、この問題を解決するためにこそあるのだということである。

付論として収められた「高齢社会をよくする女性の会・大阪」会報に連載された文章では、「介護の社会化」をテーマにして竹中の意見が率直に述べられている。その中の1つを以下に紹介しておきたい。それは、新聞(1997年6月16日付『毎日新聞』夕刊)に掲載された一男性による、「社会的介護」とは女性の自己実現(実は「カネ儲け」)のための手段であり、その結果は介護費の天井知らずの膨張だとする文章(暴論!)に対する、竹中の反論である。

「第一に、家族介護こそ人間味溢れる真の介護であって、金銭で結ばれた契約介護は貧しいとする独断である。まさに愛の共同体幻想に蔽われた家族観に他ならないが、限度を超えた家族介護が生み出す修羅場は、介護する人、される人双方にとって、多くの悲劇をもたらしている。

第二に、介護は女性の仕事という根づよい性別役割分業観に立っていることである。この際自己実現が、なぜ男性には許され、女性には認められないのかを逆に問いたい。また働く女性の地位や処遇が、自己実現とは程遠い状態にあることは、〔新聞掲載文の〕筆者も十分承知のはずである。ならばなおさらのこと、つまらぬ労働をやめて、家庭の仕事の方がもっと重要だといいたいのかも

(29) 関西女の労働問題研究会・竹中恵美子ゼミ編集委員会『竹中恵美子が語る「労働とジェンダー」』ドメス

出版、2004年、197頁。

しれない。いずれにせよ、浮かんでくるのは、典型的な性別役割分業観であり、むきだしの男性のエゴでしかない。

第三に、筆者は「社会的介護」は天井知らずの財源が必要だと言われるが、女性たちは、超高齢社会は社会保障費の巨大化が伴う社会であることを十分自覚した上で、女性もまた、その財源の担い手として、社会に参画したいと願っている。そうした女性たちの声のあることを、ご存じないのだろうか。

一人一人の人間が、たとえ家族がいなくても、人間として尊厳ある生をまっとうできる社会サービスを準備すること、それこそ豊かな社会の基本条件であり、二一世紀社会の課題であると思うのだが」(p. 259-260)。

そして竹中はいう。「人間らしい生活の自立と人間の尊厳を大切にするための介護の社会化なればこそ、なおさら介護する人とされる人との心の触れ合いと高い専門性が求められる」(p. 267-268)、「したがって今必要なのは、介護者の人権としての労働権の確立である」(p. 281)と。

この指摘は介護のみならず育児にもそのままあてはまる。上に引用した文章は、誰のためのケアなのか、何のためのケアの社会化なのかを問う竹中恵美子の真骨頂が示された一文である。

アンペイド・ワークとペイド・ワークの二重負担は発展途上国の女性たちにとっても深刻な問題である。そこでは家事労働のみならず、インフォーマル・セクター(制度や統計等に表れない、種々の雑業的経済分野)でのアンペイドの労働が存在している(p. 118)。第四章で取り上げられている通り、ILOが「女性は全世界の3分の2の労働を担っている。にもかかわらず、女性の受け取る収入は全体の10%でしかない。そして女性が所有している資産は1%以下でしかない」と発表したの

が1980年である。経済問題を市場における活動だけでも論じている限り、アンペイドで営まれる活動がまったく捉えられないのは当然である。

「非市場経済における女性の生産的な労働つまり家事労働は、狭義の経済概念からいえば、いわゆる経済活動の外側にあることとなります。発展途上国の場合は家事労働ではなく、実際に文字どおり経済活動をしているにもかかわらず、まったくペイが払われないという形で存在しているわけですから、先に述べましたアンペイド・ワークにはいろいろ種類がありますが、どの種類の労働に男女がどのように携わっているのか、社会的に目に見える形に表すことがきわめて重要だ」(p. 119)と竹中はいう。

発展途上国における、さらには途上国と先進国との関係におけるアンペイド・ワークの問題、ケア(ケアリング・ワーク)の問題に関する研究は緒についたばかりである⁽³⁰⁾。

(30) B. ドゥーデン・C. v. ヴェールホーフ/丸山真人編訳『家事労働と資本主義』岩波現代選書、1986年、竹中恵美子・久場嬉子監修/伊豫谷登士翁編『叢書 現代の経済・社会とジェンダー 第5巻 経済のグロー

バリゼーションとジェンダー』明石書店、2000年、M. C. ヌスバウム/池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳『女性と人間開発-潜在能力アプローチ』岩波書店、2005年を参照。